

面を固く防守するのみなりしに、故意が偶然か市電氣局四層樓上の物見臺より落下したる木片は真下を通過中の參拜團中央に落ち一片の木片は茲に意想外の大椿事を勃發せしむるに至れるなり。

而して此の椿事の因をなせる「電氣局木片落下事件」は爭議團、警察當局者の大問題となり、兩者共同事實を調査、原因を明かにすべく爭議團側にては最高幹部井上氏等三名及び右の木片を拾ひ電氣局に保管を托し造船工作部難波某を調査委員とし調査に努むることとなれり。

一方市電氣局にては佐藤庶務課長を美術俱樂部内爭議團本部に赴かしめ「今朝（二十九日）の椿事に間接の原因を作つたと言はれる木片は全く市電氣局のものであるが日下の調査だけでは電氣局關係者が故意に高塔から投下したものとは認め能はぬ、殊に電氣局としては今回の労働爭議に關し勞資双方共何等好意を介む事のある筈なれば全く過つて取落したものと思考されるを以て右事情の釋明と共に過失のあつたのを陳謝する旨を述べたり。爭議團側は此の釋明を満足とせず更に其詳細に亘りて説明を求め、佐藤市電庶務課長は更に「右の板片は開港五十年祝賀の際電飾用に用ひた巾四寸長さ二尺餘のもので現在使用して居た場所は四層樓上望見臺の北東側二ッ口の硝子窓に故障ある爲其支柱として使用し居たものであるが、當日多分局内の者が參拜團行列を觀るべく望樓上に昇り件の窓から首を差し出した其剝那例の支柱に肩を觸れ、取り落したものと信する」と述べ、「板片れ一枚ならず四枚まで放下されしを認めたと言ふ者あるが如何」との問ひに對し「さる事實は無きものと信する」と答へ「電

氣局へ私服警官の前以て入り込み居りし事なきや」の問には「無しと信す」と言ひ、爭議團調査委員は「吾々は市電氣局が故らに參拜の集團に板片れを投下したとは認めたくないが、木片落下は吾々を意想外の椿事に逢著せしめた。殊に之が爲職工團の一部は警官隊の迫害を受け瀕死者、重輕傷者數十名を出して居る。爭議團多數のものは全く電氣局關係者が故らに投下したか或は官憲の爲した仕業かと信じて頗る激昂して居るから貴局に於ても直に調査の上其の原因を明かにし吾々の諒解し得る程度の回答を望む」と言ひ更に「證據物件として右木片れを借用し並に只今より實地調査を行ひたし」と現場調査方を申出で佐藤氏は之を諾したり。

同日午後三時爭議團調査委員は佐藤市電庶務課長と共に電氣局に赴き現場に就て調査を行へる結果委員側は支柱の使用され居たりと稱さるゝ窓の方向に據れば板片は東北の道路に落つる筈になる事實板片は同局正玄關前の街路に落ちたる事、及望樓の窓には支柱を要する程度の故障なきことを發見したり。而して右支柱と稱するものは窓下に取付けありし形跡あり。乃ち電氣局の言ふ如き狀態に據つて落ちたものにあらずと認め、件の木片を證據として借受けたる後階下應接間に再び局長代理として佐藤庶務課長と會見「事實調査は出來得る限り速かに行はれたく、猶故意と過失とを問はず兎に角今回椿事發生の因は市電氣局望樓より市電氣局備品を落下したる事實に據るものなれば夫れに對して何等かの方法を執らるべき」と述べ、佐藤庶務課長は「萬事諒承するも猶上司の指揮を受くる必要ある